

医療機能情報提供制度に係る令和5年度定期報告の御案内

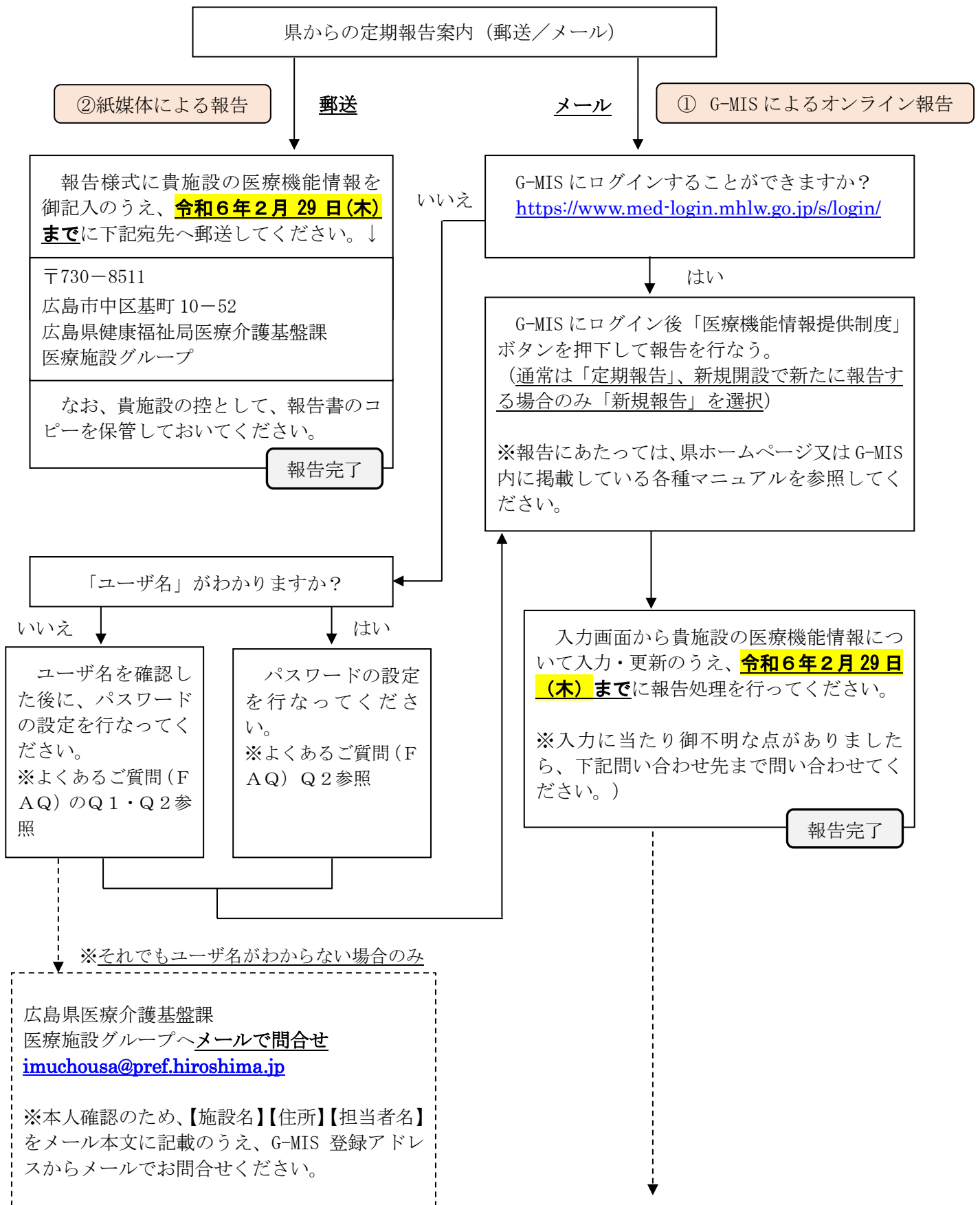
県民・患者による医療機関の適切な選択を支援するため、医療法第6条の3の規定に基づき、医療機関から報告された医療機能情報は、これまで県のシステム上で提供してきたところですが、令和5年度の報告からは、国の医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS（ジーミス）」という。）にて報告いただくことになっております。

ついては、令和5年度の報告を次のとおり行いますので、必ず期限までに報告いただくようお願いいたします。

なお、G-MISによる初めての報告となるため、県への多数の問い合わせが予想されます。まずは、報告に必要なマニュアルや、よくあるご質問（FAQ）等を必ず御確認いただいた上でお問い合わせいただくよう、御協力の程よろしく申し上げます。

報告対象施設	病院、診療所、歯科診療所、助産所
報告内容	当該施設の有する医療機能に関する情報 (基本情報、診療内容、提供サービス、医療の実績・結果 等)
報告基準日	<u>令和6年1月1日</u> (実績件数は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの件数)
報告期間	<u>令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木)</u> ※システム上、オンライン報告は2月1日から実施可能になります。
報告方法	下記のいずれかの方法により報告してください。 ① インターネットです厚生労働省のG-MISに接続してオンラインで報告 https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/ ※ 前回の入力情報が利用できるため、報告書記入の手間が省けます ※ 関係法令の改正、通知等の各種関連情報を、登録いただいたメールアドレスへお知らせします。 ② 報告書に記入して広島県医療介護基盤課へ郵送で提出
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行システム「救急医療 NET HIROSHIMA」の「報告機能」は閉鎖しています。システム自体は稼働していますが、R6.3.31に廃止する予定です。 ・ <u>G-MISでオンライン報告する場合は、事前に国から付与されているG-MISアカウント（医療法人用ではなく、医療機関用）を使用</u>してください。 ・ 現行システムの令和5年5月末時点データをG-MISへ移行していますが、システム仕様等の関係から、一部データ移行できていない可能性があります。<u>報告内容に変更がない場合でも、全体を通して誤りがないか改めて確認いただくようお願いいたします。</u> ・ 令和5年度定期報告においては、<u>医療機能情報の項目のうち一部、国のシステム実装作業が間に合っていない項目があります。</u>詳細は、県ホームページで御確認ください。 ・ <u>未報告の施設は、システムの仕様上、医療情報ネットに情報が公開されません。また、場合によっては、アカウント自体が削除される可能性がありますので、必ず期日までに報告いただくようお願いいたします。</u>

==医療機能情報提供制度に係る報告手続きフローチャート==



(次頁【問い合わせ先】へ)

問い合わせ先

※ G-MIS アカウントに関する問合せは、施設の所在地に限らず、広島県医療介護基盤課へお願いします。

※ 問合せは、原則メールでお願いします。

※ 問合せが集中し、即時に対応できない場合があります。御了承ください。

施設の所在地	保健所担当部署名	電子メールアドレス・電話番号
広島市	広島県医療介護基盤課 医療施設グループ	imuchousa@pref.hiroshima.jp (082)513-3056 (ダイヤルイン)
大竹市、廿日市市	西部保健所 厚生課	fjwkousei@pref.hiroshima.lg.jp (0829)32-1181 (内線 2332)
安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	西部保健所広島支所 厚生課	fjwhkousei@pref.hiroshima.lg.jp (082)228-2111 (内線 5514)
呉市、江田島市	西部保健所呉支所 厚生保健課	fjwkkousei@pref.hiroshima.lg.jp (0823)22-5400 (内線 2312)
竹原市、東広島市、大崎上島町	西部東保健所 厚生課	fjwekousei@pref.hiroshima.lg.jp (082)422-6911 (内線 2322)
三原市、尾道市、世羅町	東部保健所 厚生課	fjekousei@pref.hiroshima.lg.jp (0848)25-2011 (内線 2322)
福山市、府中市、神石高原町	東部保健所福山支所 厚生課	fjefkousei@pref.hiroshima.lg.jp (084)921-1311 (内線 2322)
三次市、庄原市	北部保健所 厚生課	fjnkousei@pref.hiroshima.lg.jp (0824)63-5181 (内線 3315)

【お知らせ】

医療機関は、自施設の医療機能情報を県に報告するとともに、当該事項を記載した書面を、当該施設において閲覧できるようにしておく必要があります。(医療法第6条の3第1項)